

○白河市子ども・子育て会議条例

平成26年3月26日条例第6号

改正

平成27年3月25日条例第1号

白河市子ども・子育て会議条例

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項各号の事務を処理するため、白河市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(組織)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

**第7条** 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

**第8条** 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

**第9条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。